

平成 28 年度熊本地震復旧等予備費予算
被災地販路開拓支援事業

小規模事業者持続化補助金公募開始！

◎平成 28 年熊本地震の影響で、顧客や販路の喪失、売上減少等の間接被害を生じた小規模事業者が、商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓等に取り組む費用の 2 / 3 を補助するものです。
補助上限額：100 万円（福岡県）

◆補助対象者

平成 28 年熊本地震により、事業用資産が直接被災した、もしくは、売上減の間接被害が生じた「小規模事業者」であること。

※直接被災もしくは売上減の間接被害については、それを証する公的証明の添付（コピー可）を必要としますが、公的証明の提出に代えて、申請書類の所定の欄への申請者自身による記述（直接被災の場合は証拠写真の添付を要する）でも可とします。

<小規模事業者とは>

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5 人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数	5 人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20 人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20 人以下

※小規模事業者者〔商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成 5 年法律第 51 号）第 2 条を準用〕

◆対象となる事業

熊本地震の影響を受けた小規模事業者の販路開拓の取り組み等であり、**被災した事業用資産の単なる復旧・買換え費用に対する補助ではありません。**

～対象となる取り組みの例～

①広告宣伝

（新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布）

②集客力を高めるための店舗改装

（幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化）

③商談会・展示会への出展

（新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展）

④商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更

（新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新など）

◆補助率：補助対象経費の 2 / 3 以内

◆補助額：上限 100 万円

◆申請書の提出・申請期限

	柳川商工会議所への提出期限	補助金事務局への申請期限
第 1 次受付分	6 月 20 日（月）	6 月 24 日（金）当日消印有効
第 2 次受付分	7 月 25 日（月）	7 月 29 日（金）当日消印有効

申請手続きの流れについて

- ① 小規模事業者持続化補助金の詳細、公募要領、申請書の確認
(下記からダウンロードしてご確認下さい)

<http://h2805.jizokukahojokin.info>



- ② 柳川商工会議所へ補助金申請について相談
計画の作成や販路拡大の実施にあたり、**商工会議所の指導・助言**を受けられます。



- ③ 申請書類の完成
申請には商工会議所が発行する「**事業支援計画書**」(様式4)が必要です。
◎一次受付分 6月20日(月)まで
◎二次受付分 7月25日(月)まで
柳川商工会議所へ申請書をご提出下さい。



- ④ 請書類の送付
日本商工会議所補助金事務局へ、商工会議所にて発行された「事業支援計画書」(様式4)とあわせて申請書ほか必要な書類を送付
※補助金申請書類提出期限
◎一次受付分 6月24日(金) 【いずれも当日消印有効】
◎二次受付分 7月29日(金)

■採択結果公表

- ◎一次受付分 7月上旬(予定)
◎二次受付分 8月中旬(予定)

■補助事業の完了期限 平成28年12月31日(土)まで